

施策評価シート【重点施策】

個別施策 - (3)

いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らせる環境をつくる

基本的な方向性

高齢者の生活支援等を通じた孤立の防止や見守り体制の整備など、高齢者の生活基盤の整備に取り組むとともに、医療と介護の連携推進、成年後見制度の利用などを進めます。また、高齢者等の虐待防止、「8050問題」、介護人材の確保・定着に取り組むことで、いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる環境をつくりまします。

重要業績評価指標 (KPI)

指標名	単位	実績値					5年度 目標値
		改訂計画 策定時	2年度	3年度	4年度	5年度	
認知症サポーター 養成者数【累計】	人	20,794	24,104	25,528			33,500
成年後見制度出張 講座等参加者数 【累計】	人	2,773	3,334	4,005			5,600
医療・介護多職種 連携研修参加者数 【年間】	人	397	141	381			800

施策の推進に向けた主な取組の「成果」

「地域包括ケアシステムの深化・推進」

地域包括支援センターと在宅医療・介護連携支援センターの運営を行うとともに、在宅医療介護連携推進協議会において、在宅医療・介護連携の課題の抽出とその対応策を検討しました。医療・介護関係者を対象とした多職種連携研修を開催することで地域包括ケアシステムの核となる医療と介護の連携を推進しました。

「高齢者の生活基盤を支える施策の検討」

生きがいの創出と健康づくりに取り組む老人クラブの活動について、新型コロナウイルス感染症の影響によりイベントの多くが中止となりましたが、グラウンドゴルフ大会や生きがい教室など一部活動においては、感染防止対策を徹底した中、高齢者が活躍できる取組を推進しました。

「共生と予防を目指す認知症総合施策の推進」

認知症サポーターの養成や認知症に関する普及啓発活動を行うとともに、地域包括支援センターに配備した簡易認知機能検査プログラムや認知症初期集中支援事業を活用することで、認知症総合施策の推進を図りました。

「介護保険サービスの円滑な実施のための人材確保」

介護職員初任者研修の受講料の助成、動画による介護職員の紹介といった介護人材の安定的な確保及び定着支援のための取組を通して、介護保険サービスの安定的な提供を目指しました。

「成年後見制度の利用促進」

成年後見利用支援センターを拠点とし、成年後見制度に係る相談支援を行うとともに、出張講座や講演会等を実施することで、成年後見制度の普及啓発を進めました。また、令和4年3月28日に成年後見利用支援センターの機能を拡充し、中核機関に移行しました。さらに、市民後見人の養成を進めるため、権利擁護人材育成講座等を実施することで、制度の利用促進に寄与しました。

「高齢者の権利擁護推進体制の構築」

終末期に向けた活動支援では、普及啓発と必要な関係機関との連携について説明会を行った上で、平塚市版エンディングノートを地域包括支援センターと市窓口で配布開始しました。

成年後見人等の選任に係わる申立て等の相談に対応するとともに、申立てのできる親族がない場合は、市長による申立手続を行いました。また、経済的な理由により成年後見人等の報酬について、支払いが困難な方への報酬助成を行いました。

「地域医療福祉拠点整備モデル地区構想の推進」

ケア・コンパクトシティの実現に向け、平塚市高齢者福祉計画（介護保険事業計画[第8期]）に基づく整備目標に沿って、「地域密着型介護老人福祉施設」及び「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」のサービス提供事業者の公募を行い、事業者の選定等を行いました。

令和3年度中のUR都市機構による公募結果を踏まえ、参入事業者とモデル地区構想の実現に向けた協議を進めました。

新たな拠点において、町内福祉村の活動を開始しました。

「障がい者の権利擁護推進体制の構築」

虐待等の資料を配布し周知を行うことで関係機関との連携強化と対応力の向上を図りました。

施策を推進する上での「課題」	課題解決を図るための「取組方針」
<p>「地域包括ケアシステムの深化・推進」 介護が必要になっても住み慣れた地域で 支え合い安心して暮らし続けられるよう、 生活支援及び切れ目のない医療と介護の 提供体制の整備が必要です。</p> <p>「高齢者の生活基盤を支える施策の検討」 高齢者の生きがい・健康づくりを推進する ため、地域社会の担い手として期待されて いる老人クラブの魅力向上と活動充実を 図る必要があります。</p> <p>「共生と予防を目指す認知症総合施策の推 進」 認知症があってもなくても住み慣れた地 域で希望を持って過ごせるよう、周囲や地 域の認知症に対する正しい理解の促進と 認知症の人への適切なサービスを提供す るための医療と介護の連携を図る必要が あります。</p> <p>「介護保険サービスの円滑な実施のための 人材確保」 様々な角度から介護人材の安定的な確保 及び定着支援を図る施策を進め、介護保険 サービスを円滑に提供する必要がありま す。</p> <p>「成年後見制度の利用促進」 成年後見制度利用促進計画に基づき、支援 が必要な人を適切に制度につなぐ必要が あります。</p>	<p>「地域包括ケアシステムの深化・推進」 医療・介護関係者の多職種連携研修を継続 して開催するとともに、地域包括ケアシ ステムの中心的な役割を担う地域包括支援 センターの認知度の向上と機能強化及び 後方支援を進めます。</p> <p>「高齢者の生活基盤を支える施策の検討」 加入促進委員会で決定する加入促進活動 による新規会員の増強とリーダーを担う 会員の負担軽減策を協議するなど会員の 退会防止に向けた取組をクラブが主体的 に行うよう支援します。</p> <p>「共生と予防を目指す認知症総合施策の推 進」 「認知症に対する正しい理解」と「認知症 の予防」「早期発見・早期対応」「重症化 防止」を促進するため、本人の情報発信支 援を含めた認知症に対する正しい理解の 普及啓発と簡易認知機能検査プログラム や初期集中支援事業の活用を進めます。</p> <p>「介護保険サービスの円滑な実施のための 人材確保」 取組内容や方法を工夫したり、関係機関か ら協力を得ることで、介護人材の安定的な 確保及び定着支援を図るための施策を進 め、介護保険サービスを円滑に提供しま す。</p> <p>「成年後見制度の利用促進」 成年後見制度の周知や後見業務の担い手確 保に取り組むとともに、中核機関の周知や親 族後見人への支援拡充などの機能強化に取 り組むことで、制度の利用を促進します。</p>

<p>「高齢者の権利擁護推進体制の構築」 高齢者本人が最期まで自分らしい生き方を選択できるよう権利擁護の推進体制を構築する必要があります。また、個人が置かれた環境に関わらず、成年後見制度が利用できる環境を整える必要があります。</p> <p>「地域医療福祉拠点整備モデル地区構想の推進」 「地域共生社会」と「ケア・コンパクトシティ」の実現実現を目指したまちづくりを進める必要があります。</p> <p>「障がい者の権利擁護推進体制の構築」 関係機関との連携を今後も強化・継続していくことが求められます。</p>	<p>「高齢者の権利擁護推進体制の構築」 地域包括支援センターでエンディングノートの配布を行い、終末期の活動に関する普及啓発と必要な相談支援に繋がります。また、成年後見制度の普及啓発に加え、関係機関と連携した早期介入・選任申し立てや、本人や親族による申し立てに向けた支援につなげるとともに、経済的な理由がある場合も制度が利用できるよう、必要に応じた報酬助成を継続します。</p> <p>「地域医療福祉拠点整備モデル地区構想の推進」 引き続き、市、UR都市機構、参入事業者、平塚高村団地及びその周辺地域の住民との4者による協議を進めます。</p> <p>「障がい者の権利擁護推進体制の構築」 協議会等の場を設ける等、連携強化のための取組を継続します。</p>
関連する【取組】と（事業）	
<p>【地域包括ケアシステムの深化・推進】（包括的支援事業）（地域医療福祉拠点整備モデル地区構想推進事業）</p> <p>【介護保険サービスの円滑な実施のための人材確保】（介護人材育成定着支援事業）</p> <p>【権利擁護推進体制の構築】（成年後見制度推進事業）（障がい者権利擁護推進事業）（終末期に向けた権利擁護推進事業）</p>	